

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 5 号  
2 0 1 6 年 8 月 9 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「C35編成、13号車No.3歯車箱からの油漏れ」に関する緊急申し入れ

8月8日、大阪仕業検査車両所の仕業検査において「C35編成、13号車No.3歯車箱からの油漏れ」が発見された。

油漏れの原因は、歯車箱の油面計割れであり、見つかった時点で油面計では油の確認が出来ない程に漏れ出していたとの情報である。

過去にも2013年4月18日、515A列車、C50編成10号車No.2歯車箱が大破するという事故が発生している。今回の事象も一歩間違えば、重大事故に繋がる恐れがあり看過できない事象である。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 今回発生した「歯車箱からの油漏れ」について、会社が把握している事実経過等について、時系列により明らかにすること。
2. 「歯車箱からの油漏れ」を発見した箇所・状況等について時系列で明らかにすること。
3. 「歯車箱からの油漏れ」の原因について明らかにすること。また、過去にも同事象（歯車箱からの油漏れ）がなかったか明らかにすること。
4. 大阪仕業検査車両所の仕業検査時、担当社員の確認により歯車箱からの油漏れを発見しているが、それ以前に当該台車に異常はなかったのか明らかにすること。
5. 当該歯車箱の事故後の調査時点における潤滑油の残量を明らかにすること。
6. 今回の油漏れにともない、軸箱、歯車箱、そのほか台車及び床下機器などの車両周辺設備に破損はなかったのか明らかにすること。
7. C35編成の運行歴を明らかにすること。

8. 今回の事象は、発見が遅れたら重大事故に繋がる恐れがあったと考えるが、会社の見解を明らかにすること。
9. 会社の再発防止対策について明らかにすること。
10. 歯車箱からの油漏れを発見した担当社員に対する、会社の評価を明らかにすること。

以上